

# 東京都教育庁に対する要望書への回答説明会記録

日時：平成22年10月25日(月) 13:30～14:30

場所：東京都庁第一本庁舎 33階 S-2会議室

<教育庁 出席者>

指導部義務教育特別支援教育指導課

同 指導企画課

同 高等学校教育指導課

都立学校教育部高等学校教育課

同 特別支援教育課

同 同

総務部教育情報課

<東京LD親の会連絡会 出席者>

けやき 3名

にんじん村 2名

くじら 1名

## 要望書回答【福祉・保健局関係要望項目】に含まれていた項目

### 1. 早期発見、早期支援について

#### (3) 保育園、幼稚園、就学前の個別支援について

##### 継続的な支援計画

小学校における継続的支援 回答:(指導部義務教育特別支援教育指導課)

東京都では円滑な就学を保障する為のツールとして、また子供の実態や就学前機関の支援の状態を引き継ぐ為に区市町村教育委員会が様式を定めました就学支援計画を策定しています。

就学支援計画は、就学相談の際に作成する就学支援ファイルと就学先決定後に作成する就学支援シートからなり、平成19年度から全都で作成、活用されているところでございます。また本年より、公立、私立を問わず、保育園において保育所児童保育要録を作成し、その写しを就学先の小学校等に提出することになっており、就学支援シートと共に引き継ぎに活用されています。

更に、小学校入学後にいたしましても特別な支援を必要とする児童に対し、個別の教育支援計画を作成し、支援の継続に努めているところでございます。

## 要望書回答【教育関係要望項目】

### 1. 小学校・中学校における児童・生徒への支援

#### (1) 地域格差 回答:(都立学校教育部特別支援教育課)

都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画第3次実施計画(案)において、全ての小・中学校に特別支援教室を設置し、発達障害の児童生徒に対する在籍校における支援体制を整備していくと計画しています。また、区市町村からの要請により、特別支援学校の教員が訪問して相談に応じることを行っていますけれども、引き続き、特別支援学校の教員による巡回相談などの支援に努めていきます。

#### (2) 個別の教育支援計画の作成 回答:(指導部義務教育特別支援教育指導課)

都教育委員会では、個別の教育支援計画を作成し、学校教育機関を通じて一貫した的確な支援が実施出来るようにすることは、極めて重要であると考えております。また個別指導計画は、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導をするために不可欠な計画であると考えております。その為、都教育委員会では、個別の教育支援計画、個別指導計画が、より充実するよう4月2日と6月10日に既に実施しました「発達障害への理解と支援に関する講習会」や8月25日に実施いたしました「個別の教育支援計画講習会」において個別の教育支援計画、個別指導計画の作成活用について周知を図っているところでございます。

また、昨年の8月に通常の学級での個別の教育支援計画、個別指導計画の作成活用について示しましたリーフレット「特別な支援を継続的に必要としている子ども達の為に」を作成いたしました。配布、指導の充実を図るよういたしました。

今後も個別の教育支援計画、個別指導計画を十分に活用いたしまして個々のニーズに応じた指導内容や評価の充実が図られるよう区市町村教育委員会に対し年4回実施いたします特別支援教育担当主事等連絡会におきまして個別の教育支援計画、個別指導計画に基づく指導、評価の充実、学校間での円滑な引き継ぎが実施されるよう周知徹底を図っていく所存でございます。

### (3) 特別支援教育支援員（学習支援員）の配置と研修

回答：(都立学校教育部特別支援教育課)

東京都の公立小・中学校における特別支援教育支援員の状況については、平成21年5月1日時点において3,342人となっております。

特別支援教育支援員の配置については、各区市町村が実施主体となって、それぞれの実態に応じて配置しているところでございます。

### (4) 特別支援教育コーディネーターについて

回答：(指導部義務教育特別支援教育指導課)

小・中学校の特別支援教育コーディネーターにつきましては、平成19年度に全ての小・中学校において特別支援教育コーディネーターを指名しております。

小・中学校における特別支援教育コーディネーターを校務分掌と位置づけ全ての教員が、発達障害と障害を理解し、協力して組織的に一人ひとりの児童生徒の指導や支援を充実させているところでございます。

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターについては平成17年度に全ての特別支援学校において特別支援教育コーディネーターを指名しております。

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが、幼稚園、小学校、中学校、高等学校を巡回し特別支援教育を担当している教員等に対する校内研修の支援や幼児、児童、生徒への指導に関する助言、援助を行うための体制を整備しているところでございます。

高等学校の特別支援教育コーディネーターについてですが、こちらは平成20年度に全ての都立の高等学校におきまして、校内に特別支援教育に係わる委員会を設置し特別支援教育コーディネーターを指名しております。

特別支援教育コーディネーターが中心となって、臨床発達心理士など心理の専門家や専門機関等と連携しながら多面的な実態の把握を推進しているところでございます。

回答：(人事部人事計画課)

小・中学校における特別支援教育コーディネーターについては、国も専任と位置付けておらず、都独自に教員配置を行う事は困難でございます。

なお平成19年度から、都立特別支援学校の教員が、計画的に地域の小・中学校を訪問出来るよう支援体制の整備を図っているところでございます。

**(5) 通級指導学級について**

**通級指導学級の担任**

**回答:(人事部職員課)**

通級指導学級の担任、担当教員の配置にあたりましては、学校の経営計画を踏まえた校長の人事構想に基づき区市町村教育委員会と連携を図り、教員個々の適正や専門性を考慮して特別支援学校との人事交流もおこなっています。

**回答:(都立学校教育部特別支援教育課)**

通級指導学級における指導の開始等の判断は、区市町村教育委員会が行います。都教育委員会では、平成21年3月に「通級指導学級での指導の開始、終了判定システムの構築に関するガイドライン」を公表し、区市町村教育委員会に周知したところです。

その中で通級指導学級における指導の開始等の判断にあたっては、教育、医学、心理学等の専門家で構成される就学支援委員会または、それに準ずる通級判定委員会を設置し検討するようにしているところです。

**通級指導学級での宿泊学習 回答:(指導部義務教育特別支援教育指導課)**

通級指導学級の教育課程につきましては、学校教育法施行規則140条及び平成5年文部省告示第7号、これに基づきまして自立活動と各教科の内容補充するための特別の指導に限定され定められています。

**(6) 特別支援学級の増設について 回答:(都立学校教育部特別支援教育課)**

東京都特別支援教育推進計画第3次実施計画(案)において発達障害の児童生徒の重層的な支援体制の整備にあたり、各区市町村の実情において、自閉症・情緒障害特別支援学級を計画的に設置することについて提案しているところです。

**(7) 教員支援の整備体制 回答:(指導部義務教育特別支援教育指導課)**

スクールソーシャルワーカーにつきましては、文部科学省のSSW(スクールソーシャルワーカー)活用事業等で研究が進められている段階でございます。

これらの国の動向を見据えた上で、東京都ではあり方を検討して行くこととなります。

校内委員会の充実、東京都教職員研修センターや各区市町村での研修を受けた特別支援教育コーディネーターが中心となって取り組んでおります。

また、指導部では、小・中学校や高等学校などの教員を対象とし、今年度の「個別の教育支援計画講習会」におきまして、模擬校内委員会などを示しながら、校内委員会の充実を図る方策等について研修を行ったところです。

また、都教育委員会としまして毎年、発達障害等の理解推進や特別支援教育に係わるリーフレットを作成し公立学校の全教員に配布しているところです。

巡回指導の充実にいたしましては、特別支援教育総合推進事業で、板橋区、青梅市、清瀬市、東大和市、日野市、武蔵村山市、日の出町になりますが、これらの推進地域にあきる野市と多摩市をグランドモデル地域として指定し、充実を図っています。

また、高校における発達障害支援モデル事業といたしまして、都立足立東高等学校を指定し巡回相談のあり方等について研究をしております。

最後に、今後のこれらの取り組みを通しまして特別支援教育を推進する教員の育成、支援に努めていきたいと考えております。

**(8) スクールカウンセラー 回答:(指導部指導企画課)**

東京都では、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識、経験を有する臨床心理士を学校

に配置し、学校におけるカウンセリング等の機能と充実を図り、いじめや不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止や解消を図っています。

平成22年度におけるスクールカウンセラーの配置校は、公立小学校132校、公立中学校全校635校、高等学校60校となっており、全ての学校に臨床心理士を配置しています。

なお、スクールカウンセラーは、単年度の契約による配置ですが、勤務が継続出来る場合は、原則として同一校に3年以上勤務することとしています。また、スクールカウンセラー活用事業は、国の補助事業に基づいて実施しており、スクールカウンセラーの配置、拡充等は、補助率変更による都の負担増で困難な状況にありますが、引き続き補助率の見直しや財源支援を国に働きかけていきます。

#### (9) スクールソーシャルワーカー 回答:(指導部指導企画課)

スクールソーシャルワーカー活用事業は、国の活用補助事業を受けまして平成20年度は16区市において、平成21年度は15区市において、平成22年度は24区市町において実施しています。

平成20年度は、委託事業として経費の全額を国が負担し、開始しましたが、平成21年度からは経費の1/3を国が負担する補助事業となったことから、東京都の負担が増となっており、全ての学校に配置するなど独自に事業を実施することは困難な状況です。

#### (10) 一般の保護者・児童・生徒の理解向上(障害の理解向上)

##### 回答:(指導部義務教育特別支援教育指導課)

共生社会を実現させる為には、学校教育において、児童、生徒、保護者の理解を高める事が重要であると考えております。

都教育委員会では毎年、特別支援教育や発達障害の理解推進の為に、リーフレット等を作成し、都内の全教員に配布していると共に東京都のホームページでも公開して広く都民の方々にも閲覧出来るようにしております。

また、東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画の中にも示されました、障害のある児童、生徒等の理解啓発推進事業につきまして、今年は、各学校、研修センターごとに一般都民を対象といたしまして特別支援学校と高等学校の生徒によるダンスであるとか、一緒に太鼓を叩く等の、特別支援学校の高等部の生徒と高校の生徒とのコラボレーション発表等がございました。

また特別支援学校の高等部の生徒が作成した製品等の販売など行いまして、一般都民への特別支援教育についての理解啓発の機会としているところです。

今後も障害に対する理解啓発の為、区市町村教育委員会を通しまして、特別支援教育に対する理解が進むよう継続して努力していきます。

#### (11) 教員への研修、指導の実施

##### 回答:(指導部義務教育特別支援教育指導課)

LD等発達障害のある児童生徒については、今後とも学校、教員に対する理解を深めて行くことは大変重要であると考えております。

今年度より、小・中学校で特別支援教育の中核を担う特別支援教育コーディネーターにつきまして、特別支援教育コーディネータースキルアップ研修を設け、その育成を図っております。

また、都立高等学校で、特別支援教育の中核を担う特別支援教育コーディネーターにつきましては、高等学校特別支援教育コーディネーター研修を設け、その育成を図っているところです。

指導部におきましても、小・中学校、高等学校、特別支援学校等の教員を対象に発達障害への理解と支援に関する講習会等を開催しております。

また、東京都教育委員会として毎年、発達障害への理解推進や特別支援教育に係わるリーフレットも作成し配布しております。今後ともLD等発達障害のある児童生徒について、正しい理解が深まりますよう教職員の研修を図っていきます。

**(12) 就労に向けて 回答:(指導部義務教育特別支援教育指導課)**

都教育委員会では、障害のある児童生徒の自立と社会参加の推進に向けて、平成20年度にキャリア教育推進委員会を設置し、発達段階や障害特性に応じた指導内容の都の検討をし報告書を作成配布するなどして、小学校あるいは、小学部段階からのキャリア教育の実施に努めております。特別支援教育コーディネーターの研修におきましても、東京都教職員研修センターにおいて研修を行うと共に、各区市町村でも特別支援教育コーディネーターの為の研修や連絡会などが行われております。

今後も東京都における、特別支援教育コーディネーターの研修において、自立と社会参加を目指したコーディネート事業が出来るよう、研修の内容の充実を図ってまいります。

**(13) 教育委員会 回答:(都立学校教育部特別支援教育課)**

他の部署との連携につきましては各自治体の組織、取組みに応じまして実施していくものと考えております。

**2. 高校における配慮**

**回答:(指導部高等学校教育指導課)**

生徒一人ひとりの進路希望の実現に向けて、入学時から計画的に適正検査、企業における就業体験、面接指導を行うなどきめ細かい指導を行っております。

**(1) 通常学級での対応及び支援状況 回答:(指導部高等学校教育指導課)**

LD等発達障害のある生徒さんにつきましては、必要に応じて個別の指導計画を作成し、その指導計画に基づいて、きめ細かい指導を行っております。

**(2) 特別支援学級や通級指導学級の設置状況 回答:(都立学校教育部特別支援教育課)**

東京都の高等学校等における特別支援教育におきまして、特別支援学級、通級指導学級の設置については現在計画はございません。今後も考えていくつもりもございません。

**(3) 高校卒業後の進路指導の状況 回答:(指導部高等学校教育指導課)**

卒業までに就職の決まらない生徒さんに対しましては、卒業後も学校の進路指導室における個別相談を実施したり、地元のハローワークなど関係機関と連携するなどして就労に向けた支援をしている事例もございます。

**3. 就学相談について**

**(1) 就学前の保護者に向けた学校情報の提供について**

**回答:(都立学校教育部特別支援教育課)**

区市町村教育委員会では、就学相談において学校見学会や体験入学を実施し、保護者への情報提供をおこなっております。

また、特別支援学級や特別支援学校では、学級案内や学校案内、リーフレット等を工夫作成し、教育内容等について判りやすく説明しております。

**(2) 就学支援シートの利用について 回答:(都立学校教育部特別支援教育課)**

現在、就学支援シートは都内46区市町村で活用されています。就学支援シートは保護者の参画のもと、就学前期間における成長発達の様子や就学後に必要な支援の内容について、関係者が連携を図りながら学校生活への円滑な移行を図り、個別指導計画や個別の教育支援計画の充実に繋げていくものです。

今後は、就学支援シートの趣旨や活用のあり方について、各区市町村教育委員会や幼稚園、保育所、小学校に理解啓発をより一層推進し、特別な教育支援を必要とする子供たちの豊かな学校生活を支援してまいります。

**4. 障害に対する配慮 回答:(都立学校教育部高等学校教育課)**

都立の中高一貫校を受験する児童は、障害や事故による怪我、病気等により受験の際に何らかの配慮を必要とする場合には、在籍する小学校を通じて中高一貫校へ所定の書式により申請をしてもらいまして、それを基に当該学校と都教育委員会とで協議しながら、具体的な配慮の方法を決定しております。

現在のところLD等発達障害を理由とした申請は出ておりません。申請があった場合には、受験する際に具体的にどのような支障が生じると想定されるか、それから在籍する小学校で授業や単元ごとのテストなどの際に実際にどのような配慮がされているかなどを確認した上で個別に判断いたしまして、配慮の内容を決定することとなります。

**5. 教育委員会との連携・協働**

**(1) 福祉保健局、産業労働局、他部局との連携・協働**

**回答:(指導部義務教育特別支援教育指導課)**

東京都教育委員会では、東京都広域特別支援連携協議会を設置し、福祉保健局、産業労働局、と連携による早期支援と就労支援のネットワーク構築を図っております。

また、親の会等との連携では、毎年4月に実施いたします区市町村の特別支援教育を担当する指導主事の連絡協議会ですが、こちらにおきましてLD親の会、心臓病の子供を守る会、日本てんかん協会、発達障害者支援センターTOSCAの方々から情報提供を行って頂いているということでございます。

**(2) NPO 協会 親の会等外部団体との連携・協働**

**回答:(都立学校教育部特別支援教育課)**

東京都広域特別支援連携協議会の他に東京都就労支援協議会などを設けまして各機関との連携には努めている所でございます。

また「10年後の東京」への実行プログラムにおきまして、障害者雇用政策を実施しておりまして、その一環として3局が連携し、また外部団体として、東京労働局、東京中小企業家同友会、東京都経営者協会の後援を得て企業向けの理解啓発のセミナーを開催しているところでございます。

**6. コンプライアンス 回答:(都立学校教育部特別支援教育課)**

学校等にはコンプライアンス委員会等の設置はしていませんが、そのような問題が起きた時に生徒や親の相談、通報をする場合におきましては、まず担任、主幹等を通じまして学校の管理職であります副校長、校長にて対応していくと考えております。

当然、そこで解決しがたい問題も出てくることもありますので、その際には教育委員会の方に問題等が上がっていきまして対応していく事としております。

## 7. 特別支援教育推進計画第三次実施計画 回答：(都立学校教育部特別支援教育課)

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の実施にあたっては、各区市町村と連携を図りながら進めていく事を考えております。

### 【質疑応答】

Q：(にんじん村) 1(6)ですが、情緒障害の特別支援学級の増設について計画的に設置を考えているというご回答だったのですが、計画について、もう少し具体的な内容を教えて頂きたい。

A：(都立学校教育部特別支援教育課) 情緒障害の特別支援学級の設置者は区市町村の教育委員会です。区市町村の教育委員会の方で実施の計画を立てて設置することになっております。東京都としましては区市町村の教育委員会から設置の申請を受けて同意をするかたちになっていきます。

今現在の自閉症情緒障害の学級というのは、とても少なくなっておりまして自閉症情緒障害のお子さんについては通級の指導学級を利用頂いているケースが多かったということもありまして、今現在、全東京都でも数的に少ない状態になっているのですけれども、現状としましては通級に通われているお子さんの中で、通級の指導8時間が限度となっていますけれども、8時間では指導時間としても不足するというケースが多くなってきていることでもありますので、自閉症・情緒障害特別支援学級の計画的な設置を提案しているところです。増設にあたりましては、指導内容ですとか、そういった内容の充実が必要になってくるのですが、今数が少ないもので、事例として少ない状況ですけれども、今後、情緒障害、自閉症の教育内容といったものについての研究も合わせて進めていく中で、区市町村が学級を作っていくことの支援など、そういった事をさせていただくことを考えているところです。

Q：(にんじん村) あくまでも、設置、計画していくのは区市町村であって、東京都はそれを認可する立場ですか。

A：(都立学校教育部特別支援教育課) そうです。やはり小・中学校の設置者が区市町村ですので、設置するのは区市町村、東京都としては、それを受けて同意させて頂くという立場ですけれども、今現在の教育内容については数が少なかったことで蓄積が少なかったということもあるのですが、そういった研究を進めて行く中で各区市町村教育委員会が設置を計画し易いようにしたいと考えております。

Q：(にんじん村) 私どもの親の会には小学生が結構いるのですが、みなさん中学進学にあたって非常に悩まれています。高校は東京都のご尽力のおかげで、色々なバラエティにとんだ学校とかも出来、フリースクールもあるので非常に選択肢があるのですが、中学は選択肢が限られていて、無理して普通学級に行くか、それとも特別支援学級に行くか、あとは私立とかあるのですが、やっぱり普通学級を小学校で頑張ってきた親にとっては、固定級は壁は高いというか、子供の為と判っているのだけれども、かなりの覚悟がいるという現状がありまして、最近神奈川の方に多い、私立で不登校を対象にした、不登校の根幹には発達障害が多いので、そういう発達障害の子が集まるような私立の中学が高倍率で人気が出ています。東京にはそういう学校がなく公立にそのような学校があれば良いのですが、そういうのが難しいのであれば私立のそういう学校を東京にも作って欲しいという親の声が非常に高くあがっています。

名古屋市の廃校なった学校を活用した不登生徒校向けの私立中学誘致のように、東京都でも同様に不登生徒校向けの私立中学誘致するお考えはないでしょうか。

A：(都立学校教育部特別支援教育課) 中学校での不登校の教育ですけれども、私立の学校につきましては、所管が違いますので、こちらで言える立場ではありません。中学校では、心理的な要因によるものであれば、自閉症・情緒障害の特別支援学級の充実などが考えられます。

Q:(にんじん村) 普通学級で子供が苦しんでいて、どうにかしなくてはならないという親が言われるのが、「普通がダメなら支援学級があるじゃないか」と言われますが、普通学級と支援学級落差があまりにも大きいので、そこに行かせるのには非常に親としてもためらいがある。普通学級と支援学級中間くらいのレベルの学級があったら直ぐにでも行かせるのにといい親が凄く多いです。

そういった学級が先ほどの情緒障害学級に当たるのかなと思います。皆さんが言っているのは、毎日が通級だったら良いのにといい親が非常に多いです。だから、毎日通級みたいなレベルの学校というのが多分、情緒障害学級のレベルになるのかなと思うのですが、現状はどうなのですか。

A:(都立学校教育特別支援教育課) 特別支援教育推進計画第三次実施計画の中で提案させて頂いている特別支援教室が近いかなと考えています。これに関しては構想としては全ての小・中学校に設置をしていくというものなのですが、通常の学級にお子さんがいらしゃって必要な時間については特別支援教室にて個別な指導を受けられるという形のもので、今は通級ということで、別な学校に通うという事を行っていますけれども、そうではなくて特別な時間だけ指導を受けることが適当な場合でしたら在籍校で特別な時間だけ特別支援教室で受ける、そのような教育の場、特別な支援を受けられる教育の場を全ての学校に設けるといいと考えているところですので、そういった中通常の学級に通いながら特別な支援を受けられるという教育が可能になって行くと考えているところです。

Q(お願い):(くじら) スクールソーシャルワーカーについての現状をお話しさせていただきたいと思ったのですが、私どもの市では、昨年度初めてスクールソーシャルワーカーという方が出来て、教員と困った保護者の橋渡しとして、とても良い役でやっていただいたのですが、今年度になってから小・中校合わせて1人という状況です。教員が困っていても相談できる人がいない。スクールソーシャルワーカーというのは職員室に席を置けるということで、教員も困った時に直ぐに相談出来たり、保護者の方が教員に言いづらい時でもソーシャルワーカーに入って頂いて間をつないで頂いてということで、とても良い役だったのですが、減ってしまったので残念だと思いました。この要望書には全学校にということだったので、全学校でなくてもいいので、もう少し増やしていただければ良いなと思いましたので、お願いとして申し上げます。

Q:(けやき) スクールカウンセラーは単年度の契約なので複数年に渡る長い期間での就任は出来ないと受け取ってよしいものなのか、あるいは、本人の方が継続して出来る場合には継続して就任して頂けると理解すべきなのか、その辺のところをお願いします。

A:(指導部指導企画課) スクールカウンセラーは、1年契約の都非常勤職員ですので、2年間必ず配置するというような契約は出来ません。したがって単年度更新となります。都も1年契約だから、「必ず変わりなさい」ということは考えていません。やはり子供たちとのつながりが大切ですので、ある一定期間は、同じ学校で勤務が可能ならば更新して勤務していただくことを考えています。

本人だけの事情だけではなく、学校の実情も考慮し、必ず複数年というお約束も出来ませんが、単年度で交代することにより、子供たちがせっかく慣れたのに、直ぐかわってしまうことは、影響が大きいので、その辺は考慮しながら配置しているつもりでございます。

謝 辞

以上